

加古川市未整備農地集積奨励支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 12 月 27 日産業経済部長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、未整備農地を農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じて借り受ける担い手に対し、未整備農地の有効活用を支援するために交付する未整備農地集積奨励支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関して、兵庫県が定める農地有効活用総合対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け農営第 1043 号。以下「実施要領」という。）及び加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第 2 条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で定める。

（交付申請）

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 4 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（様式第 2 号）を速やかに市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金の請求）

第 5 条 補助事業者は、規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 6 条 市長は、実施要領第 8 に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月27日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日又は実施要領が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

【別表】（第 2 条関係）

補助対象事業		未整備農地集積奨励支援事業
補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	機構を通じて未整備農地を新たに借り受けて長期活用する農地利用者に対して補助金を交付することで、地域農業の持続的発展と集落機能の維持・活性化を図る。
補助金の範囲	対象となる者	機構を通じて未整備農地を借り受けた農地利用者（農業者、農業法人等）
	対象となる農地	実施要領第 2 の 4 （４）のとおり
補助金の補助率及び額		実施要領第 2 の 4 （３）のとおり